

令和5年住宅・土地統計調査
住宅及び世帯に関する基本集計
(確報集計)結果

千葉県版

令和6年11月

千葉県総合企画部統計課

目 次

調査の概要	1
利用上の注意	4
＜結果概要＞	
1 総住宅数と総世帯数	5
2 空き家	6
3 住宅の建て方	8
4 住宅の構造	11
5 住宅の所有の関係	11
6 住宅の規模	14
7 借家の家賃	15
8 高齢者のいる世帯の状況	16
9 現住居以外の住宅の所有状況	19
付表1 都道府県別の主な指標（令和5年）	20
付表2 市町別の主な指標（令和5年）	21
用語の解説	22

調査の概要

【調査の目的】

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

今回の令和5年住宅・土地統計調査では、空き家対策の重要性が年々高まっていることを踏まえ、引き続き、空き家の所有状況などを把握するとともに、超高齢社会を迎えている我が国における高齢者の住まい方をよりの確に把握することを主なねらいとしています。

【調査の沿革】

昭和23年以来5年ごとに実施してきた住宅統計調査の調査内容等を平成10年調査時に変更したものであり、令和5年調査はその16回目に当たります。

【調査の根拠法令】

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である住宅・土地統計を作成するための調査）であり、住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）に基づいて実施しました。

【調査の時期】

調査は、令和5年10月1日午前零時現在によって実施しました。

【調査の地域】

全国の令和2年国勢調査の調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において令和5年2月1日現在により設定した調査単位区（1単位区内の住戸数が120を超えないよう調査区内を分割したもの）のうち約20万調査単位区について調査しました。（千葉県においては、9,164調査単位区）

なお、このうち約17万調査単位区については調査票甲により、約3万調査単位区については調査票乙により調査しました。

【調査の対象】

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物、並びにこれらに居住している世帯（1調査単位区当たり17住戸、約340万住戸・世帯）を対象としました。

なお、千葉県においては約15万6千住戸・世帯を対象としました。

【調査事項】

世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査しました。

<調査票甲・乙>

	調査項目	調査票甲	調査票乙
1 世帯に関する事項	(1) 世帯主又は世帯の代表者の氏名	○	○
	(2) 構成	○	○
	(3) 同居世帯に関する事項	○	○
	(4) 年間収入	○	○
2 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項	(1) 従業上の地位	○	○
	(2) 通勤時間	○	○
	(3) 子の住んでいる場所	○	○
	(4) 現住居に入居した時期	○	○
	(5) 前住居に関する事項	○	○
3 住宅に関する事項	(1) 居住室の数及び広さ	○	○
	(2) 所有関係に関する事項	○	○
	(3) 家賃又は間代等に関する事項	○	○
	(4) 構造	○	○
	(5) 床面積	○	○
	(6) 建築時期	○	○
	(7) 設備に関する事項	○	○
	(8) 建て替え等に関する事項	○	○
	(9) 増改築及び改修工事に関する事項	○	○
	(10) 耐震に関する事項	○	○
	(11) 現住居の名義	—	○
4 現住居の敷地に関する事項	(1) 敷地の所有関係に関する事項	○	○
	(2) 敷地面積	○	○
	(3) 取得方法・取得時期等	○	○
	(4) 所有地の名義	—	○
5 現住居以外の住宅に関する事項	(1) 所有関係に関する事項	○	○
	(2) 利用に関する事項	○	○
	(3) 所在地	—	○
	(4) 建て方	—	○
	(5) 取得方法	—	○
	(6) 建築時期	—	○
	(7) 居住世帯のない期間	—	○
6 現住居以外の土地に関する事項	(1) 所有関係に関する事項	○	○
	(2) 利用に関する事項	○	○
	(3) 所在地	—	○
	(4) 面積に関する事項	—	○
	(5) 取得方法	—	○
	(6) 取得時期	—	○

<建物調査票>

1 住宅に関する事項	(1) 世帯の存しない住宅の種別
	(2) 種類
2 建物に関する事項	(1) 建て方
	(2) 世帯の存しない建物の構造
	(3) 腐朽・破損の有無
	(4) 建物全体の階数
	(5) 敷地に接している道路の幅員
	(6) 建物内総住宅数
	(7) 設備に関する事項
	(8) 住宅以外で人が居住する建物の種類

【調査の方法】

調査票甲・乙は、調査員、調査員の事務を一部行う指導員及び調査員事務を受託した事業者が調査世帯に調査書類を配布し、調査世帯が、インターネットによる回答、記入した調査票を調査員等に提出する方法及び郵送で提出する方法により行いました。

また、建物調査票は、調査員等が建物の外観を確認したり、世帯の方や建物の管理者に確認するなどして作成しました。

【結果の公表】

調査結果は、住宅数概数集計、住宅及び世帯に関する基本集計、住宅の構造等に関する集計及び土地集計から成り、インターネットへの掲載、報告書の刊行などにより総務省統計局から公表されます。

なお、住宅数概数集計による結果は速報値であり、今回公表する住宅及び世帯に関する基本集計及び今後の公表結果とは、必ずしも一致しません。

(総務省統計局結果公表のページ)

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/tyousake.html>



令和5年住宅・土地統計調査 集計結果公表予定 (総務省統計局公表)

集計区分	集計内容	表章地域	公表日
住宅数概数集計	全国及び都道府県の総住宅数、空き家数などを集計した結果 (速報値)	全国、 都道府県	2024年4月30日 【公表済み】
住宅及び世帯に関する基本集計	住宅及び世帯に関する基本的な項目を集計した結果 (確定値)	全国、 都道府県、 市区町村※	2024年9月25日 【公表済み】
住宅の構造等に関する集計	持ち家の増改築・改修工事、耐震改修工事など住宅の構造に関する項目を集計した結果 (確定値)	全国、 都道府県、 市区町村※	2025年1月頃
土地集計	世帯が所有している土地に関する項目を集計した結果 (確定値)	全国、 都道府県、 市区町村※	2025年3月頃

※市区及び人口1万5千人以上の町村について、結果表章 (人口は令和2年国勢調査時点)

利用上の注意

- (1) この結果は、総務省統計局から公表された「令和5年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計」及び過去の調査結果から千葉県分を抽出し、本県で整理したものです。
- (2) 本文及び図表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しています。したがって、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
- (3) 「-」は、該当数値がないもの又は数字が得られないものを示しています。
- (4) 「0」は、集計した数値が表章単位に満たないものを示しています。

1 総住宅数と総世帯数

- ・総住宅数は約319万戸で、平成30年から約16万戸の増加となり、過去最多
- ・総世帯数は約281万世帯で、前回調査から約15万世帯の増加となり、過去最多
- ・1世帯当たりの住宅数は1.14戸と、平成25年以降は同水準で推移

令和5年10月1日現在の本県の総住宅数（空き家などの居住世帯のない住宅を含む。）は、319万1,100戸で、平成30年と比べると16万1,300戸、5.3%増加、総世帯数（住宅及び住宅以外の建物に居住する全ての世帯）は、280万8,300世帯で、平成30年と比べると15万6,300世帯、5.9%増加し、総住宅数、総世帯数ともに過去最多となりました。

また、総住宅数が総世帯数を38万2,800戸上回り、1世帯当たりの住宅数は、1.14戸となっています。（図1、表1-1、表1-2参照）

図1 総住宅数、総世帯数及び1世帯当たりの住宅数の推移

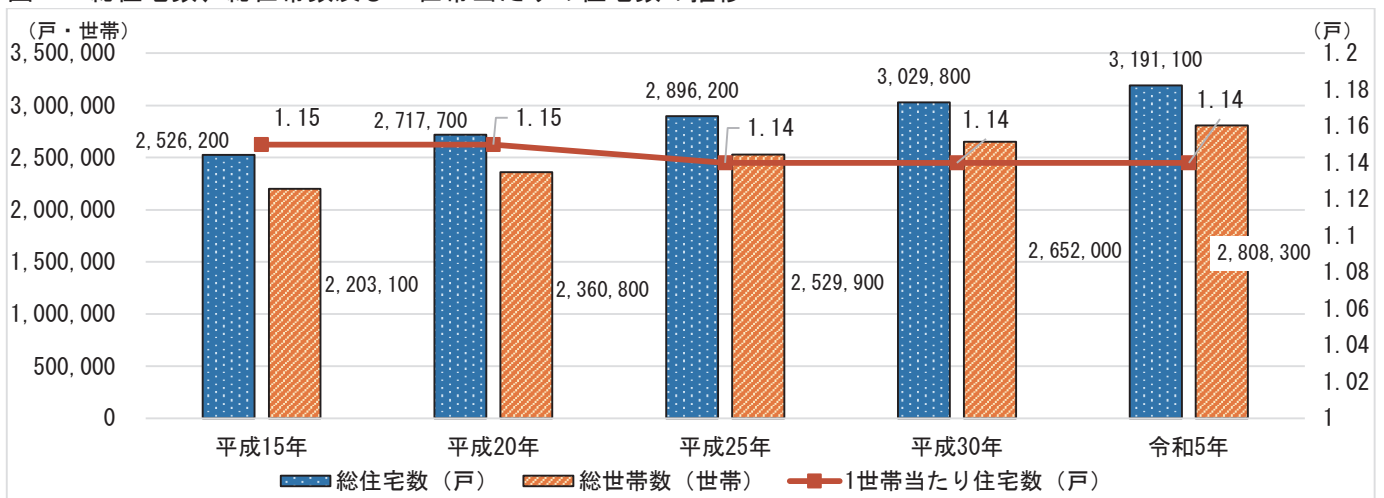


表1-1 総住宅数、総世帯数及び1世帯当たりの住宅数の推移

年次	実数			5年間の増減数		5年間の増減率	
	総住宅数 (戸)	総世帯数 (世帯)	1世帯当たり住宅数 (戸)	総住宅数 (戸)	総世帯数 (世帯)	総住宅数	総世帯数
平成15年	2,526,200	2,203,100	1.15	205,100	181,200	8.8%	9.0%
平成20年	2,717,700	2,360,800	1.15	191,500	157,700	7.6%	7.2%
平成25年	2,896,200	2,529,900	1.14	178,500	169,100	6.6%	7.2%
平成30年	3,029,800	2,652,000	1.14	133,600	122,100	4.6%	4.8%
令和5年	3,191,100	2,808,300	1.14	161,300	156,300	5.3%	5.9%

注 総住宅数には、居住世帯なしの住宅を含む。

表1-2 総住宅数の多い都道府県（令和5年・上位10位まで）

総住宅数			5年間の増減率		
順位	都道府県名	総住宅数 (戸)	順位	都道府県名	増減率
1	東京都	8,201,400	1	沖縄県	7.2%
2	大阪府	4,928,600	2	東京都	6.9%
3	神奈川県	4,765,000	3	滋賀県	6.1%
4	愛知県	3,664,700	4	神奈川県	5.8%
5	埼玉県	3,555,100	5	千葉県	5.3%
6	千葉県	3,191,100	6	大阪府	5.3%
7	北海道	2,888,500	7	愛知県	5.3%
8	兵庫県	2,798,000	8	埼玉県	5.0%
9	福岡県	2,703,300	9	福井県	4.9%
10	静岡県	1,774,100	10	栃木県	4.8%

2 空き家

- ・ 空き家数は約 39 万戸と過去最多、総住宅数に占める空き家の割合は 12.3%と減少
- ・ 賃貸・売却用及び二次的住宅（別荘など）を除く空き家が平成 30 年から約 1 万戸増加

本県の総住宅数319万1,100戸のうち、居住世帯のある住宅は278万2,300戸、空き家などの居住世帯のない住宅は40万8,800戸で、平成30年と比べ共に増加し、過去最高となっていますが、総住宅数に占めるそれぞれの割合は、居住世帯のある住宅が87.2%、居住世帯のない住宅が12.8%であり、平成25年以降、居住世帯のある住宅の割合が増加しています。

また、居住世帯のない住宅のうち、「空き家」は39万4,100戸であり、平成30年と比べ1万1,600戸増加しましたが、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は12.3%で、平成30年の12.6%から0.3ポイント減少しています。

一方で、空き家のうち、賃貸・売却用及び別荘等の二次的住宅を除く空き家は、平成30年の14万4,400戸から15万8,500戸と1万4,100戸増加し、総住宅数に占める割合は5.0%で、平成30年の4.8%から0.2ポイント増加しています。

（図2-1、表2-1、図2-2、表2-2参照）

図 2 - 1 空き家数及び空き家率の推移

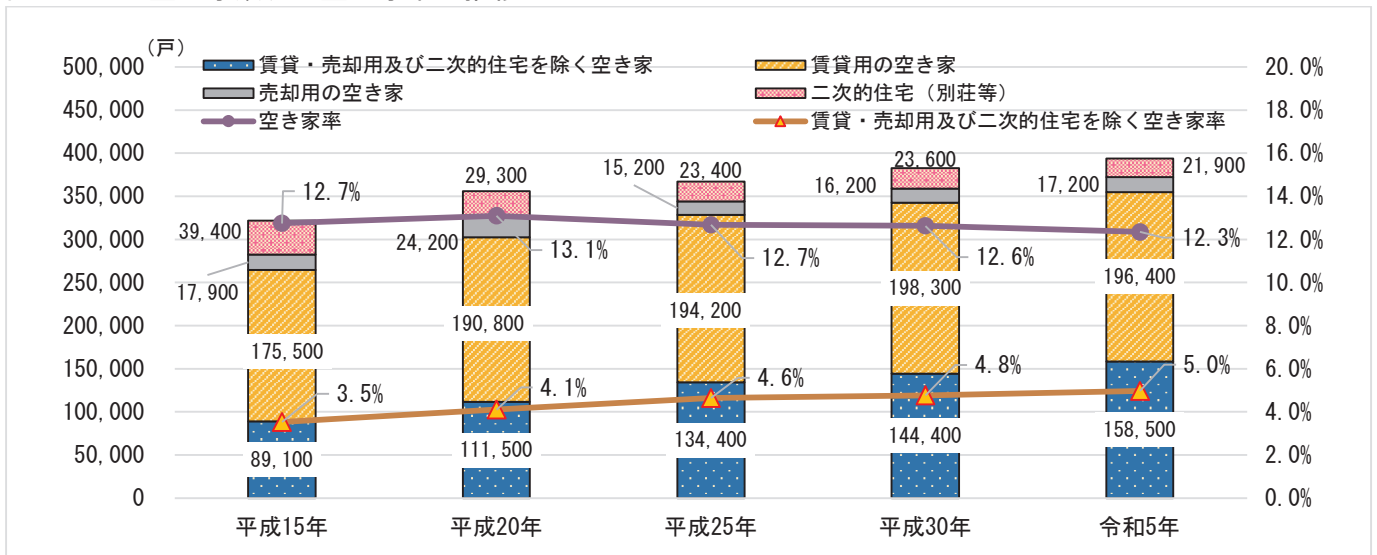


表 2 - 1 居住世帯の有無別住宅数の推移

年次	総住宅数	居住世帯あり	居住世帯なし							
			総数	一時現在のみのみ	空き家				建築中	
					総数	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家	売却用の空き家		二次的住宅(別荘等)
実数(戸)										
平成15年	2,526,200	2,185,800	340,400	14,200	321,900	89,100	175,500	17,900	39,400	4,300
平成20年	2,717,700	2,344,500	373,200	11,300	355,900	111,500	190,800	24,200	29,300	6,000
平成25年	2,896,200	2,517,000	379,100	8,500	367,200	134,400	194,200	15,200	23,400	3,400
平成30年	3,029,800	2,635,200	394,600	6,600	382,500	144,400	198,300	16,200	23,600	5,500
令和5年	3,191,100	2,782,300	408,800	9,900	394,100	158,500	196,400	17,200	21,900	4,800
割合										
平成15年	100.0%	86.5%	13.5%	0.6%	12.7%	3.5%	6.9%	0.7%	1.6%	0.2%
平成20年	100.0%	86.3%	13.7%	0.4%	13.1%	4.1%	7.0%	0.9%	1.1%	0.2%
平成25年	100.0%	86.9%	13.1%	0.3%	12.7%	4.6%	6.7%	0.5%	0.8%	0.1%
平成30年	100.0%	87.0%	13.0%	0.2%	12.6%	4.8%	6.5%	0.5%	0.8%	0.2%
令和5年	100.0%	87.2%	12.8%	0.3%	12.3%	5.0%	6.2%	0.5%	0.7%	0.2%

図 2-2 都道府県別総住宅数（居住世帯の有無別）及び空き家率（令和 5 年）

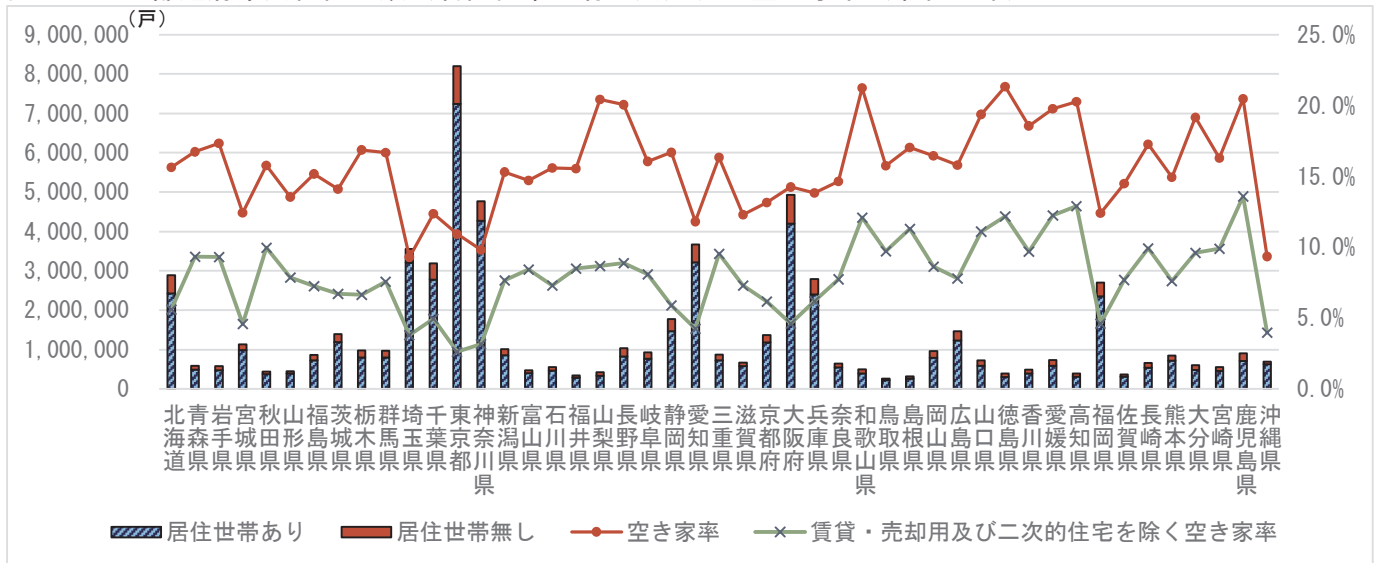


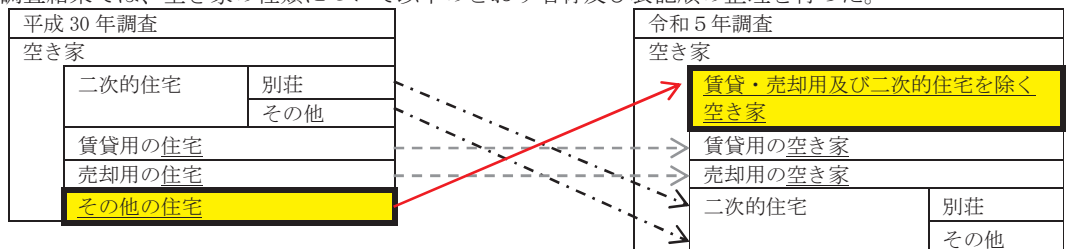
表 2-2 空き家率の低い都道府県（令和 5 年・上位 10 位まで）

空き家（総数）			賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家		
順位	都道府県名	空き家率	順位	都道府県名	空き家率
1	埼玉県	9.3%	1	東京都	2.6%
2	沖縄県	9.4%	2	神奈川県	3.2%
3	神奈川県	9.8%	3	埼玉県	3.8%
4	東京都	10.9%	4	沖縄県	4.0%
5	愛知県	11.8%	5	愛知県	4.3%
6	滋賀県	12.3%	6	宮城県	4.6%
7	千葉県	12.3%	7	大阪府	4.6%
8	福岡県	12.4%	8	福岡県	4.6%
9	宮城県	12.4%	9	千葉県	5.0%
10	京都府	13.1%	10	北海道	5.6%

○空き家の種類と説明

空き家の種類		説明
空き家	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など (注：空き家の種類の判断が困難な住宅を含む。) ※平成30年以前の調査では、空き家「その他の住宅」と表記されている。
	賃貸用の空き家	新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
	売却用の空き家	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
	二次的住宅	別荘 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅 その他 ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

今回の調査結果では、空き家の種類について以下のとおり名称及び表記順の整理を行った。



- ・ 空き家のうち、一戸建が約 14 万戸（36.4%）、共同住宅が約 24 万戸（60.7%）
- ・ 一戸建の空き家の約 75%が賃貸・売却用や二次的住宅を除く空き家
- ・ 共同住宅の空き家の約 75%が賃貸用の空き家

空き家を建て方別にみると、一戸建が14万3,500戸（空き家総数に占める割合36.4%）、共同住宅が23万9,100戸（同60.7%）などとなっています。

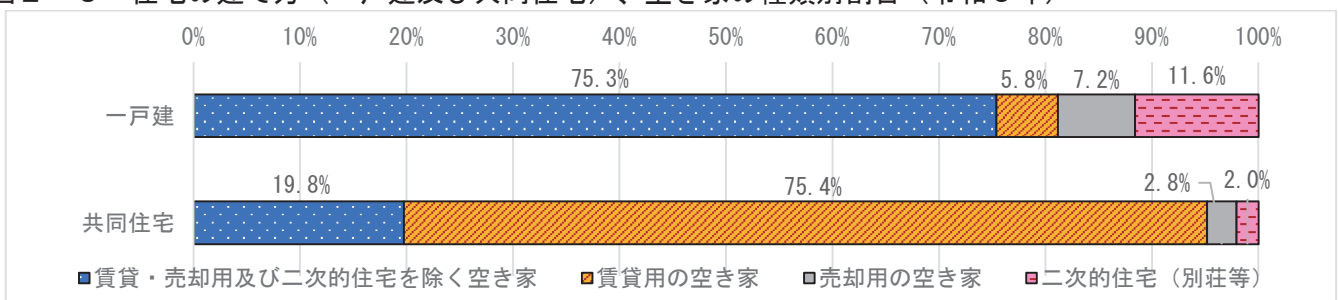
また、一戸建及び共同住宅における空き家の種類別割合をみると、一戸建は「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」が最も多く75.3%（10万8,100戸）、共同住宅は「賃貸用の空き家」が最も多く75.4%（18万400戸）となっています。

（表2-3、図2-3参照）

表2-3 住宅の建て方、空き家の種類別空き家数及び割合（令和5年）

住宅の建て方	空き家の種類				
	総数	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家	売却用の空き家	二次的住宅
実数（戸）					
総数	394,100	158,500	196,400	17,200	21,900
一戸建	143,500	108,100	8,300	10,400	16,600
長屋建	10,500	2,400	7,600	100	300
共同住宅	239,100	47,300	180,400	6,600	4,900
その他	900	700	100	0	100
空き家総数に占める割合					
総数	100.0%	40.2%	49.8%	4.4%	5.6%
一戸建	36.4%	27.4%	2.1%	2.6%	4.2%
長屋建	2.7%	0.6%	1.9%	0.0%	0.1%
共同住宅	60.7%	12.0%	45.8%	1.7%	1.2%
その他	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
建て方別総数に占める割合					
総数	100.0%	40.2%	49.8%	4.4%	5.6%
一戸建	100.0%	75.3%	5.8%	7.2%	11.6%
長屋建	100.0%	22.9%	72.4%	1.0%	2.9%
共同住宅	100.0%	19.8%	75.4%	2.8%	2.0%
その他	100.0%	77.8%	11.1%	0.0%	11.1%

図2-3 住宅の建て方（一戸建及び共同住宅）、空き家の種類別割合（令和5年）



3 住宅の建て方

- ・ 住宅を建て方別にみると、一戸建が 146 万 3,400 戸（52.6%）、共同住宅が 126 万 7,800 戸（45.6%）、このうち共同住宅は 20 年間で約 1.4 倍の戸数増

本県の総住宅数319万1,100戸のうち、居住世帯のある住宅278万2,300戸を建て方別にみると、一戸建が146万3,400戸、長屋建が4万7,600戸、共同住宅が126万7,800戸であり、平成30年と比べ、一戸建が4.5%の増加、長屋建が8.3%の減少、共同住宅が7.5%の増加となっています。

このうち、共同住宅の戸数は平成15年から令和5年までの20年間で約1.4倍増加しており、居住世帯のある住宅全体に占める共同住宅の割合は45.6%で過去最高となっています。

(図3-1、表3-1、表3-2参照)

図3-1 住宅の建て方別住宅数の推移

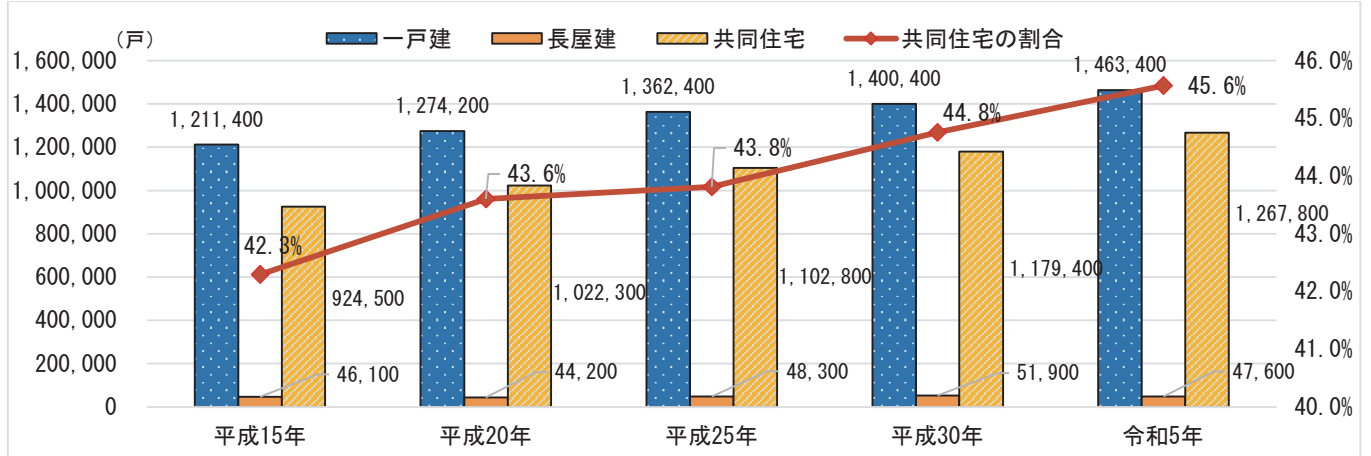


表3-1 住宅の建て方別住宅数の推移

年次	居住世帯のある住宅総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
実数 (戸)					
平成15年	2,185,800	1,211,400	46,100	924,500	3,900
平成20年	2,344,500	1,274,200	44,200	1,022,300	3,800
平成25年	2,517,000	1,362,400	48,300	1,102,800	3,600
平成30年	2,635,200	1,400,400	51,900	1,179,400	3,500
令和5年	2,782,300	1,463,400	47,600	1,267,800	3,500
割合					
平成15年	100.0%	55.4%	2.1%	42.3%	0.2%
平成20年	100.0%	54.3%	1.9%	43.6%	0.2%
平成25年	100.0%	54.1%	1.9%	43.8%	0.1%
平成30年	100.0%	53.1%	2.0%	44.8%	0.1%
令和5年	100.0%	52.6%	1.7%	45.6%	0.1%
増減率					
平成10年ー平成15年	9.1%	6.8%	6.2%	12.8%	-40.9%
平成15年ー平成20年	7.3%	5.2%	-4.1%	10.6%	-2.6%
平成20年ー平成25年	7.4%	6.9%	9.3%	7.9%	-5.3%
平成25年ー平成30年	4.7%	2.8%	7.5%	6.9%	-2.8%
平成30年ー令和5年	5.6%	4.5%	-8.3%	7.5%	0.0%

表3-2 一戸建又は共同住宅の割合の高い都道府県 (令和5年・上位10位まで)

一戸建			共同住宅		
順位	都道府県名	一戸建ての割合	順位	都道府県名	共同住宅の割合
1	秋田県	79.4%	1	東京都	71.6%
2	山形県	76.1%	2	沖縄県	60.9%
3	青森県	75.3%	3	大阪府	57.4%
4	福井県	74.7%	4	神奈川県	57.0%
5	和歌山県	74.5%	5	福岡県	54.8%
6	岐阜県	74.2%	6	兵庫県	47.7%
7	富山県	74.0%	7	愛知県	45.7%
8	新潟県	73.9%	8	千葉県	45.6%
9	群馬県	73.5%	9	北海道	44.6%
10	長野県	73.4%	10	京都府	44.2%
39	千葉県	52.6%			

・共同住宅を階数別にみると、6階以上の割合が増加

また、共同住宅について建物全体の階数別にみると、「1～2階建」が36万2,100戸（共同住宅の総数に占める割合28.6%）、「3～5階建」は47万5,700戸（同37.5%）、「6～10階建」は23万1,600戸（同18.3%）、「11～14階建」は14万7,900戸（同11.7%）、「15階建以上」は5万500戸（同4.0%）でした。

平成15年から令和5年までの20年間の共同住宅の階数別戸数の推移をしてみると、6階建以上の共同住宅の割合が上昇傾向にあり、共同住宅の高層化が進行しています。

（図3-2、表3-3参照）

図3-2 共同住宅の階数別割合の推移

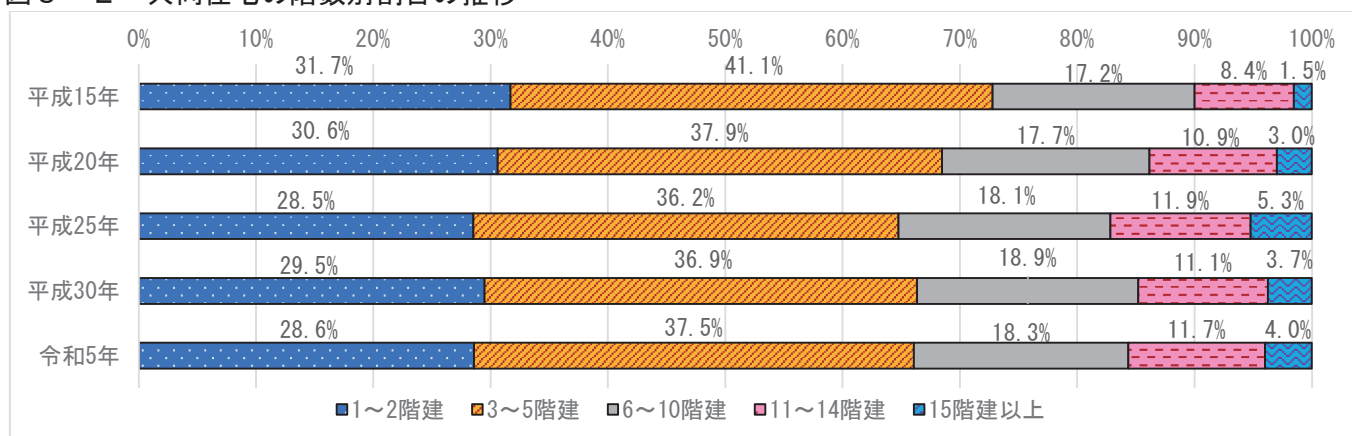


表3-3 共同住宅の階数別住宅数の推移

年次	居住世帯のある住宅総数	共同住宅					
		総数	1～2階建	3～5階建	6～10階建	11～14階建	15階建以上
実数（戸）							
平成15年	2,185,800	924,500	292,800	379,900	159,400	78,100	14,300
平成20年	2,344,500	1,022,300	312,700	387,300	180,900	111,000	30,500
平成25年	2,517,000	1,102,800	314,500	399,400	199,300	131,700	57,900
平成30年	2,635,200	1,179,400	347,500	434,900	222,400	130,400	44,200
令和5年	2,782,300	1,267,800	362,100	475,700	231,600	147,900	50,500
住宅総数に占める割合							
平成15年	100.0%	42.3%	13.4%	17.4%	7.3%	3.6%	0.7%
平成20年	100.0%	43.6%	13.3%	16.5%	7.7%	4.7%	1.3%
平成25年	100.0%	43.8%	12.5%	15.9%	7.9%	5.2%	2.3%
平成30年	100.0%	44.8%	13.2%	16.5%	8.4%	4.9%	1.7%
令和5年	100.0%	45.6%	13.0%	17.1%	8.3%	5.3%	1.8%
共同住宅の総数に占める割合							
平成15年	-	100.0%	31.7%	41.1%	17.2%	8.4%	1.5%
平成20年	-	100.0%	30.6%	37.9%	17.7%	10.9%	3.0%
平成25年	-	100.0%	28.5%	36.2%	18.1%	11.9%	5.3%
平成30年	-	100.0%	29.5%	36.9%	18.9%	11.1%	3.7%
令和5年	-	100.0%	28.6%	37.5%	18.3%	11.7%	4.0%
増減率							
平成10年-平成15年	9.1%	12.8%	6.4%	5.4%	※36.0%	-	-
平成15年-平成20年	7.3%	10.6%	6.8%	1.9%	13.5%	42.1%	113.3%
平成20年-平成25年	7.4%	7.9%	0.6%	3.1%	10.2%	18.6%	89.8%
平成25年-平成30年	4.7%	6.9%	10.5%	8.9%	11.6%	-1.0%	-23.7%
平成30年-令和5年	5.6%	7.5%	4.2%	9.4%	4.1%	13.4%	14.3%

注 増減率の「※」は「11～14階建」及び「15階建以上」を含んだ数値

4 住宅の構造

- ・ 木造が 157 万 5,800 戸（56.6%）、非木造が 120 万 6,500 戸（43.4%）
- ・ 住宅の非木造化が進行

本県の居住世帯のある住宅の構造別割合の推移をみると、平成15年から令和5年までの20年間で居住世帯のある住宅全体に占める非木造の割合が37.7%から43.4%に上昇している一方、木造の割合が62.3%から56.6%に低下しており、住宅の非木造化が進行しています。

（図4、表4参照）

図4 住宅の構造別割合の推移

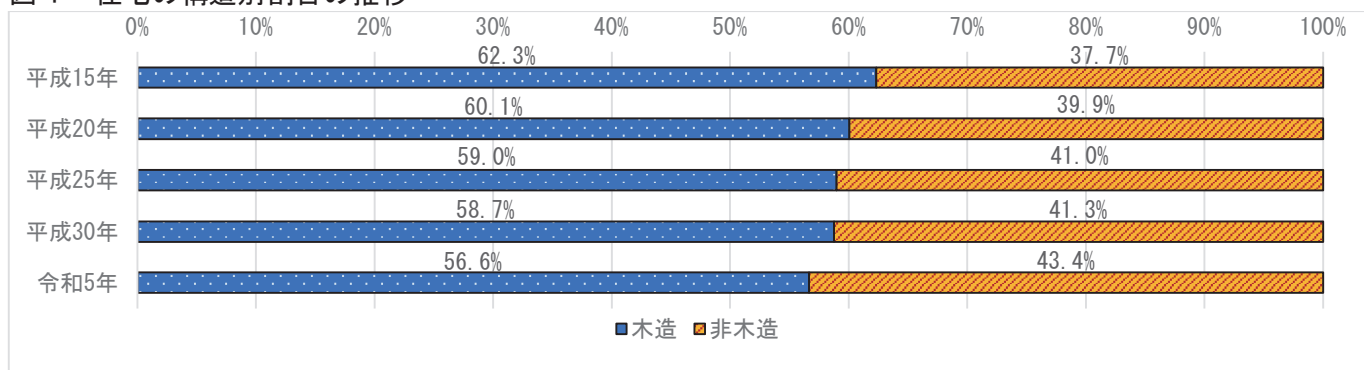


表4 住宅の構造別住宅数の推移

年次	居住世帯のある住宅総数	木造	非木造			
			総数	鉄筋・鉄骨コンクリート造	鉄骨造	その他
実数 (戸)						
平成15年	2,185,800	1,361,900	823,900	701,100	120,300	2,500
平成20年	2,344,500	1,408,200	936,400	770,400	161,300	4,600
平成25年	2,517,000	1,484,300	1,032,700	835,700	193,100	3,900
平成30年	2,635,200	1,547,800	1,087,400	856,600	228,000	2,800
令和5年	2,782,300	1,575,800	1,206,500	916,400	286,500	3,600
割合						
平成15年	100.0%	62.3%	37.7%	32.1%	5.5%	0.1%
平成20年	100.0%	60.1%	39.9%	32.9%	6.9%	0.2%
平成25年	100.0%	59.0%	41.0%	33.2%	7.7%	0.2%
平成30年	100.0%	58.7%	41.3%	32.5%	8.7%	0.1%
令和5年	100.0%	56.6%	43.4%	32.9%	10.3%	0.1%

5 住宅の所有の関係

- ・ 持ち家は 179 万 9,500 戸、持ち家住宅率は 64.7%

本県の居住世帯のある住宅を所有の関係別にみると、持ち家が179万9,500戸で、居住世帯のある住宅全体に占める持ち家住宅の割合（以下「持ち家住宅率」という。）は64.7%であり、平成30年と比べ、0.7ポイント低下していますが、平成15年から令和5年までの20年間における持ち家住宅率の推移をみると、65%前後でほぼ横ばいとなっています。

また、借家は86万5,300戸で、居住世帯のある住宅全体に占める割合は31.1%であり、平成30年と比べ、0.5ポイント低下しています。

借家の内訳をみると、「民営借家」が69万4,200戸（居住世帯のある住宅全体に占める割合25.0%）と最も多く、次いで「都市再生機構（UR）・公社の借家」が7万3,800戸（同2.7%）、「給与住宅」が6万3,700戸（同2.3%）、「公営の借家」が3万3,700戸（同1.2%）となっています。

（図5-1、表5-1、表5-2参照）

図5-1 持ち家数、借家数及び持ち家住宅率の推移

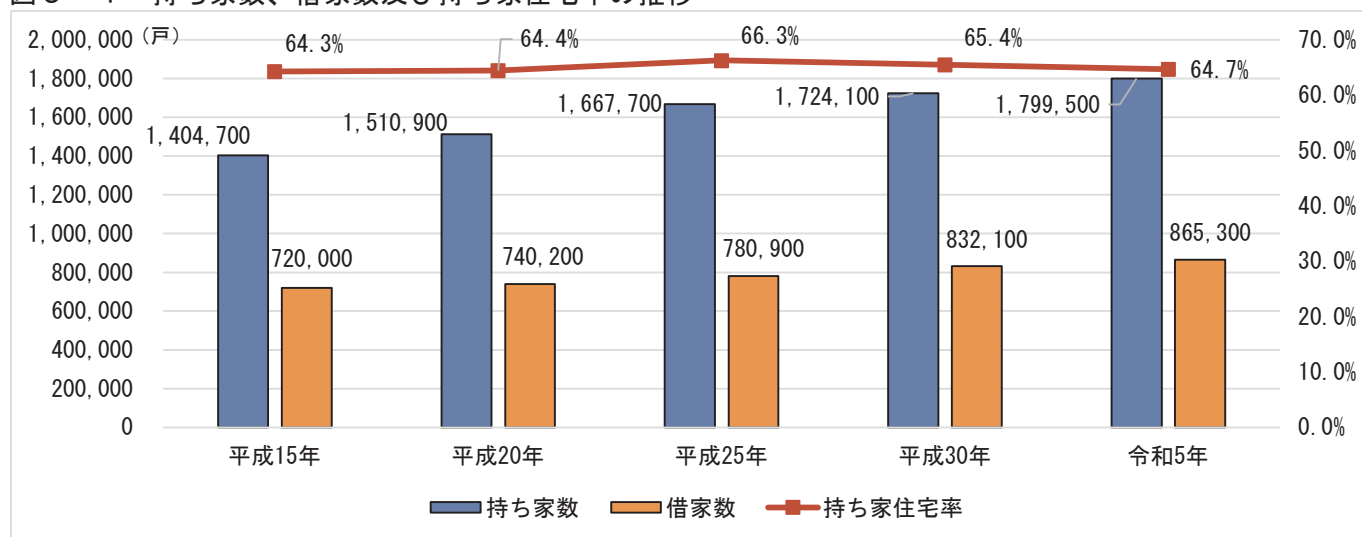


表5-1 住宅の所有の関係別住宅数の推移

年次	居住世帯のある住宅総数	持ち家	借家				
			総数	公営の借家	UR・会社の借家	民営借家	給与住宅
実数 (戸)							
平成15年	2,185,800	1,404,700	720,000	33,600	88,400	509,400	88,600
平成20年	2,344,500	1,510,900	740,200	35,100	88,800	540,200	76,100
平成25年	2,517,000	1,667,700	780,900	32,100	82,500	605,100	61,200
平成30年	2,635,200	1,724,100	832,100	33,300	73,300	669,600	55,900
令和5年	2,782,300	1,799,500	865,300	33,700	73,800	694,200	63,700
割合							
平成15年	100.0%	64.3%	32.9%	1.5%	4.0%	23.3%	4.1%
平成20年	100.0%	64.4%	31.6%	1.5%	3.8%	23.0%	3.2%
平成25年	100.0%	66.3%	31.0%	1.3%	3.3%	24.0%	2.4%
平成30年	100.0%	65.4%	31.6%	1.3%	2.8%	25.4%	2.1%
令和5年	100.0%	64.7%	31.1%	1.2%	2.7%	25.0%	2.3%

注 居住世帯のある住宅総数には所有の関係「不詳」の住宅を含むため、持ち家と借家の合計は総数と一致しない。

表5-2 持ち家住宅率の高い都道府県 (令和5年・上位10位まで)

順位	都道府県名	持ち家住宅率
1	秋田県	77.1%
2	山形県	75.0%
3	富山県	74.9%
4	新潟県	74.0%
5	和歌山県	73.8%
6	岐阜県	73.7%
7	福井県	73.5%
8	奈良県	73.2%
9	三重県	72.3%
10	長野県	71.7%
33	千葉県	64.7%

持ち家について、住宅の取得方法ごとの戸数を見ると、「新築の住宅を購入」が56万400戸 (持ち家総数に占める割合31.1%) と最も多く、次いで「新築 (建て替えを除く)」が42万2,300戸 (同23.5%)、「中古住宅を購入」が32万8,900戸 (同18.3%) となっています。

住宅の建築の時期別に取得方法の割合をみると、「昭和55年以前」に建築された住宅では、「中古住宅を購入」が27.1%、次いで「相続・贈与」が19.0%となっている一方で、「令和3年～令和5年9月」に建築された住宅では、「新築 (建て替えを除く)」が37.1%と最も高く、次いで「新

築の住宅を購入」が35.1%となっており、この二つで持ち家総数の約7割を占めています。
 (図5-2、表5-3参照)

図5-2 取得方法、住宅の建築時期別持ち家数及び割合（令和5年）

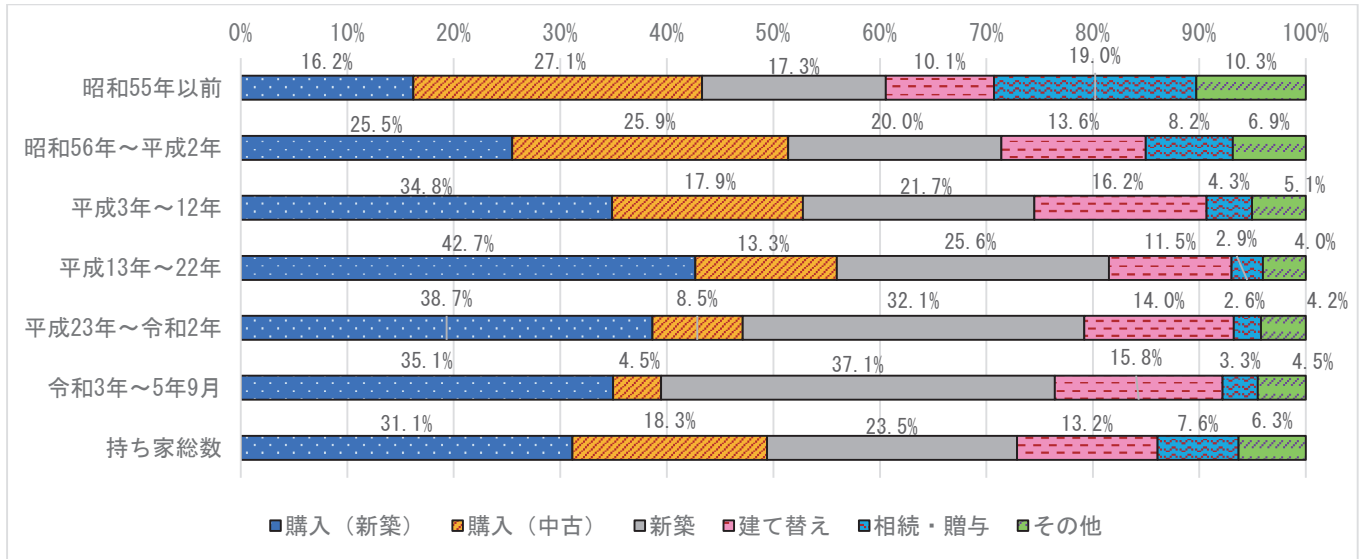


表5-3 取得方法、住宅の建築時期別持ち家数（令和5年）

住宅の取得方法	持ち家総数	建築時期					
		昭和55年以前	昭和56～平成2年	平成3～12年	平成13～22年	平成23～令和2年	令和3～5年9月
実数（戸）							
総数	1,799,500	388,400	295,600	354,100	363,800	300,100	63,900
新築の住宅を購入	560,400	62,900	75,300	123,400	155,300	116,000	22,400
都市再生機構（UR）・公社など	34,800	10,900	10,300	7,800	2,300	2,700	400
民間	525,600	52,000	65,000	115,700	153,000	113,300	22,000
中古住宅を購入	328,900	105,300	76,600	63,500	48,400	25,400	2,900
リフォーム前の住宅	217,200	69,600	50,000	41,900	32,700	17,300	1,500
リフォーム後の住宅	111,700	35,900	26,600	21,600	15,700	8,100	1,300
新築（建て替えを除く）	422,300	67,100	59,200	76,800	93,000	96,400	23,700
建て替え	237,400	39,400	40,100	57,300	41,800	42,100	10,100
相続・贈与	137,000	73,700	24,100	15,100	10,700	7,700	2,100
その他	113,500	40,000	20,300	17,900	14,700	12,600	2,900
割合							
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
新築の住宅を購入	31.1%	16.2%	25.5%	34.8%	42.7%	38.7%	35.1%
都市再生機構（UR）・公社など	1.9%	2.8%	3.5%	2.2%	0.6%	0.9%	0.6%
民間	29.2%	13.4%	22.0%	32.7%	42.1%	37.8%	34.4%
中古住宅を購入	18.3%	27.1%	25.9%	17.9%	13.3%	8.5%	4.5%
リフォーム前の住宅	12.1%	17.9%	16.9%	11.8%	9.0%	5.8%	2.3%
リフォーム後の住宅	6.2%	9.2%	9.0%	6.1%	4.3%	2.7%	2.0%
新築（建て替えを除く）	23.5%	17.3%	20.0%	21.7%	25.6%	32.1%	37.1%
建て替え	13.2%	10.1%	13.6%	16.2%	11.5%	14.0%	15.8%
相続・贈与	7.6%	19.0%	8.2%	4.3%	2.9%	2.6%	3.3%
その他	6.3%	10.3%	6.9%	5.1%	4.0%	4.2%	4.5%

注 持ち家総数には「建築時期不詳」の住宅を含むため、各建築時期の合計は総数と一致しない。

6 住宅の規模

- ・ 1住宅当たり居住室数、延べ面積は減少、1人当たり居住室の畳数は増加

居住世帯のある住宅のうち居住専用に建築された住宅（専用住宅）について、1住宅当たりの住宅の規模をみると、居住室数は4.15室、居住室の畳数は32.21畳、延べ面積（居住室のほか玄関、トイレ、台所などを含めた住宅の床面積の合計）は87.59㎡で、1人当たり居住室の畳数は14.35畳、1室あたり人員は0.54人となっています。建て方別に平成15年から令和5年までの20年間の推移をみると、1住宅当たり延べ面積については、一戸建、共同住宅共に平成30年までは増加が続いていましたが、令和5年は減少しています。一方で、1人当たり居住室の畳数は一戸建、共同住宅共に増加が続いています。

（図6、表6参照）

図6 専用住宅の建て方別1住宅当たり延べ面積、1人当たり居住室の畳数の推移

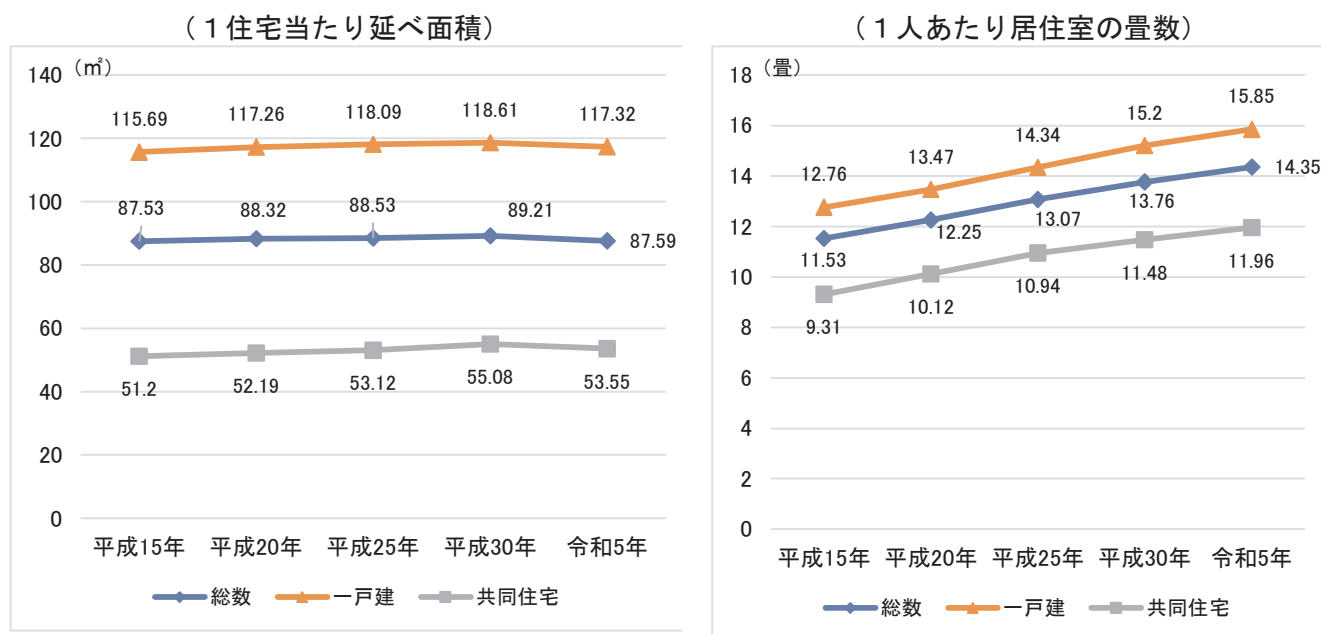


表6 専用住宅の建て方別住宅の規模の推移

住宅の規模		平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
総数	1住宅当たり居住室数(室)	4.53	4.47	4.4	4.28	4.15
	1住宅当たり居住室の畳数(畳)	31.4	31.74	31.89	32.4	32.21
	1住宅当たり延べ面積(㎡)	87.53	88.32	88.53	89.21	87.59
	1人当たり居住室の畳数(畳)	11.53	12.25	13.07	13.76	14.35
	1室あたり人員(人)	0.6	0.58	0.55	0.55	0.54
一戸建	1住宅当たり居住室数(室)	5.62	5.57	5.54	5.44	5.28
	1住宅当たり居住室の畳数(畳)	39.91	40.31	40.57	41.09	41.07
	1住宅当たり延べ面積(㎡)	115.69	117.26	118.09	118.61	117.32
	1人当たり居住室の畳数(畳)	12.76	13.47	14.34	15.2	15.85
	1室あたり人員(人)	0.56	0.54	0.51	0.5	0.49
共同住宅	1住宅当たり居住室数(室)	3.11	3.09	3.03	2.94	2.86
	1住宅当たり居住室の畳数(畳)	20.44	21.07	21.55	22.37	22.04
	1住宅当たり延べ面積(㎡)	51.2	52.19	53.12	55.08	53.55
	1人当たり居住室の畳数(畳)	9.31	10.12	10.94	11.48	11.96
	1室あたり人員(人)	0.71	0.67	0.65	0.66	0.64

7 借家の家賃

・借家の1か月当たり家賃は6.9%の増加

借家（専用住宅）の1か月当たり家賃は61,368円、平成30年と比べ、6.9%の増加となっています。これを借家（専用住宅）の種類別にみると、「公営の借家」が24,352円（16.1%増）、「都市再生機構（UR）・公社の借家」が61,797円（2.1%増）、「民営借家（木造）」が56,312円（3.5%増）、「民営借家（非木造）」が69,471円（8.8%増）、「給与住宅」が39,050円（14.3%増）となっており、いずれも増加しています。

借家（専用住宅）の1畳当たり家賃は、3,564円となっており、「民営借家（非木造）」が4,115円と最も高く、次いで「都市再生機構（UR）・公社の借家」が3,331円などとなっています。（図7、表7参照）

図7 借家（専用住宅）の種類別1畳当たり家賃（令和5年）

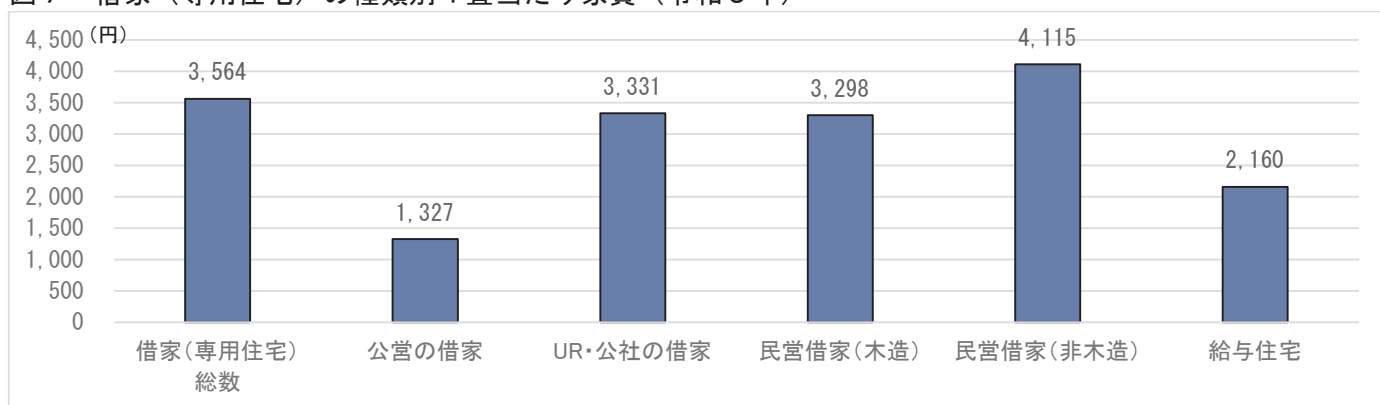


表7 借家（専用住宅）の種類別家賃の推移

年次	借家（専用住宅） 総数	公営の借家	UR・公社の 借家	民営借家 （木造）	民営借家 （非木造）	給与住宅
1か月当たり家賃（円）						
平成15年	55,520	21,443	54,459	55,100	69,969	26,193
平成20年	57,883	23,136	59,796	55,925	68,582	30,806
平成25年	56,855	20,890	60,413	54,204	64,279	31,044
平成30年	57,421	20,968	60,551	54,397	63,870	34,171
令和5年	61,368	24,352	61,797	56,312	69,471	39,050
増減率						
平成15年	5.2%	-9.4%	10.5%	-31.7%	-1.7%	19.1%
平成20年	4.3%	7.9%	9.8%	1.5%	-2.0%	17.6%
平成25年	-1.8%	-9.7%	1.0%	-3.1%	-6.3%	0.8%
平成30年	1.0%	0.4%	0.2%	0.4%	-0.6%	10.1%
令和5年	6.9%	16.1%	2.1%	3.5%	8.8%	14.3%
1畳当たり家賃（円）						
平成15年	3,159	1,182	3,004	3,276	4,048	1,335
平成20年	3,306	1,221	3,224	3,179	4,145	1,577
平成25年	3,302	1,121	3,196	2,983	3,996	1,684
平成30年	3,198	1,115	3,168	2,896	3,728	1,741
令和5年	3,564	1,327	3,331	3,298	4,115	2,160
増減率						
平成15年	2.2%	-10.1%	4.7%	-56.1%	-4.0%	21.9%
平成20年	4.7%	3.3%	7.3%	-3.0%	2.4%	18.1%
平成25年	-0.1%	-8.2%	-0.9%	-6.2%	-3.6%	6.8%
平成30年	-3.1%	-0.5%	-0.9%	-2.9%	-6.7%	3.4%
令和5年	11.4%	19.0%	5.1%	13.9%	10.4%	24.1%

注 借家（専用住宅）総数には住宅の所有の関係「不詳」の住宅を含むため、各借家の合計は総数と一致しない。

8 高齢者のいる世帯の状況

- ・主世帯の41.8%が高齢者のいる世帯
- ・高齢者のいる世帯のうち、高齢単身世帯が30.5%を占める

65歳以上の世帯員がいる主世帯数（以下、「高齢者のいる世帯」という。）の推移をみると、平成30年には世帯数が100万世帯を超え、令和5年では116万2,600世帯となっており、主世帯全体に占める割合は41.8%と、平成30年に比べ、0.1ポイントの上昇となっています。

75歳以上の世帯員がいる主世帯は平成30年に50万世帯を超え、令和5年では68万3,000世帯となっており、主世帯全体に占める割合は24.5%となっています。

高齢者のいる世帯について、世帯の型別割合をみると、高齢単身世帯は30.5%（35万5,000世帯）、高齢者のいる夫婦のみの世帯（夫婦のみの世帯で、夫婦の双方又はいずれかが高齢者である世帯）は30.5%（35万5,100世帯）、高齢者のいるその他の世帯が38.9%（45万2,500世帯）となっています。また、平成15年からの20年間の推移をみると、高齢単身世帯の割合が増加しています。

（図8-1、図8-2、表8-1参照）

図8-1 高齢者のいる世帯の数及び割合の推移

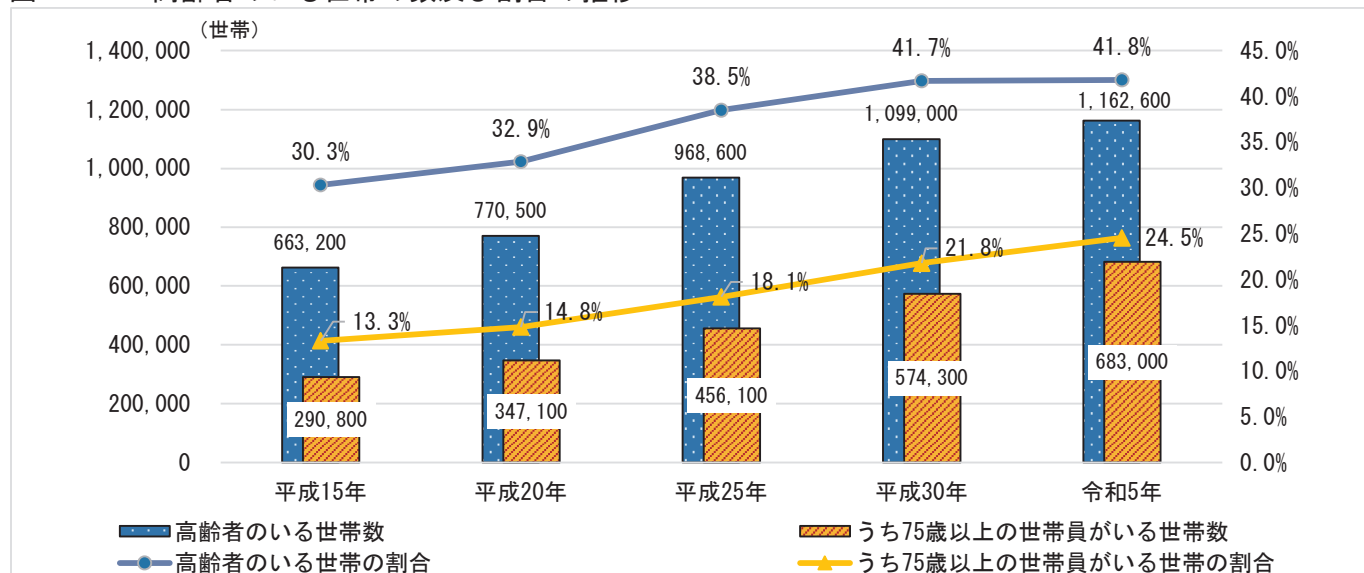


図8-2 高齢者のいる世帯の型別世帯数割合の推移

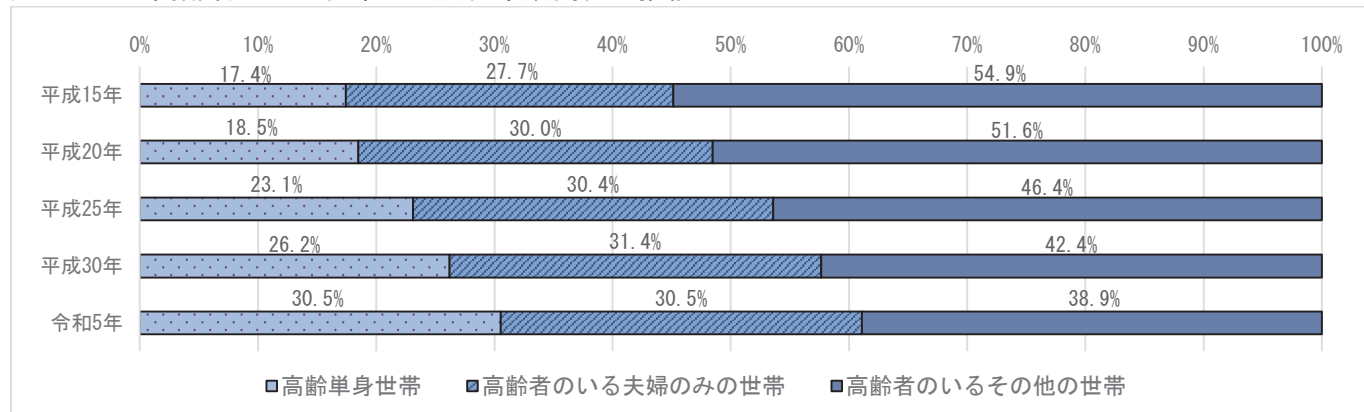


表 8 - 1 高齢者のいる世帯の型別世帯数の推移

年次	主世帯総数	うち高齢者のいる世帯			うち75歳以上の世帯員がいる世帯	
		総数	高齢単身世帯	高齢者のいる夫婦のみの世帯 高齢者のいるその他の世帯		
実数（世帯）						
平成 15 年	2,185,800	663,200	115,600	183,700	363,900	290,800
平成 20 年	2,344,500	770,500	142,400	230,900	397,200	347,100
平成 25 年	2,517,000	968,600	223,900	294,900	449,800	456,100
平成 30 年	2,635,200	1,099,000	288,000	345,400	465,600	574,300
令和 5 年	2,782,300	1,162,600	355,000	355,100	452,500	683,000
主世帯総数に占める割合						
平成 15 年	100.0%	30.3%	5.3%	8.4%	16.6%	13.3%
平成 20 年	100.0%	32.9%	6.1%	9.8%	16.9%	14.8%
平成 25 年	100.0%	38.5%	8.9%	11.7%	17.9%	18.1%
平成 30 年	100.0%	41.7%	10.9%	13.1%	17.7%	21.8%
令和 5 年	100.0%	41.8%	12.8%	12.8%	16.3%	24.5%
高齢者のいる世帯総数に占める割合						
平成 15 年	-	100.0%	17.4%	27.7%	54.9%	43.8%
平成 20 年	-	100.0%	18.5%	30.0%	51.6%	45.0%
平成 25 年	-	100.0%	23.1%	30.4%	46.4%	47.1%
平成 30 年	-	100.0%	26.2%	31.4%	42.4%	52.3%
令和 5 年	-	100.0%	30.5%	30.5%	38.9%	58.7%

・ 高齢者のいる世帯の 85.3%が持ち家、高齢単身世帯の 26.8%が借家に居住

高齢者のいる世帯が居住する住宅の所有の関係別に割合をみると、持ち家が85.3%、借家が14.5%となっており、主世帯全体の持ち家の割合（64.7%）に比べ、持ち家の割合が20.6ポイント高くなっています。一方、高齢単身世帯では、借家の割合が26.8%と、高齢者のいる世帯全体と比較して借家の割合が高くなっています。

（図8-3、表8-2参照）

図 8 - 3 世帯の型、住宅の所有の関係別割合（高齢者のいる世帯）

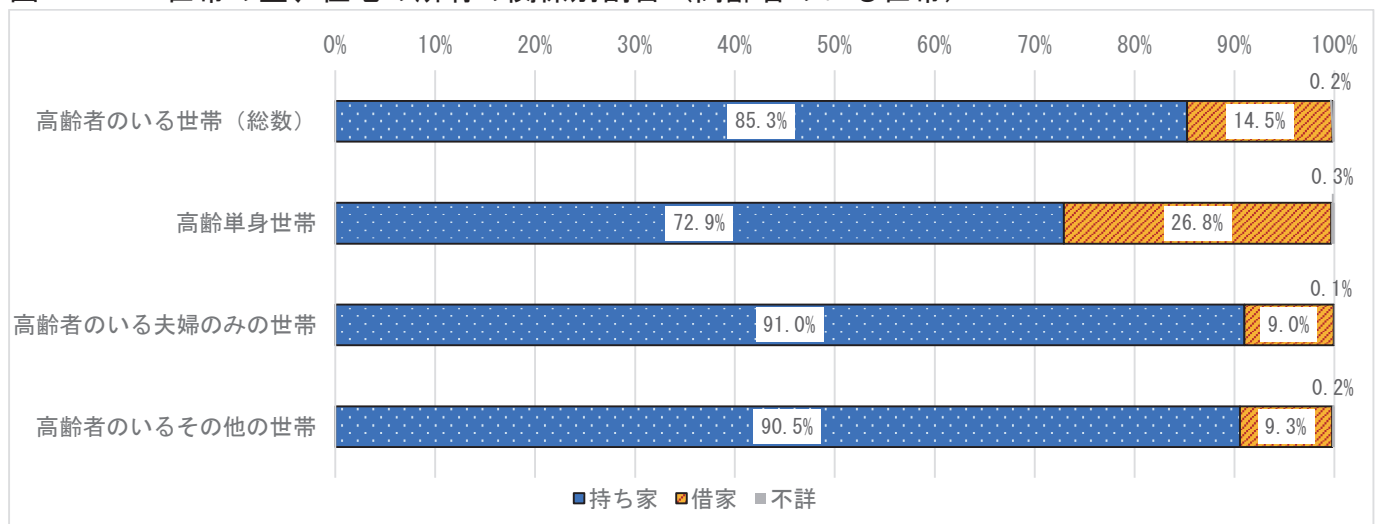


表8-2 高齢者のいる世帯の型、住宅の所有の関係別主世帯数

世帯の型	総数	持ち家	借家					給与住宅
			総数	公営の借家	UR・公社の借家	民営借家		
						木造	非木造	
実数（世帯）								
主世帯	2,782,300	1,799,500	865,300	33,700	73,800	227,800	465,100	63,700
うち高齢者のいる世帯	1,162,600	991,400	168,700	20,800	42,200	46,900	56,700	2,100
単身高齢世帯	355,000	258,800	95,000	11,400	22,700	29,000	31,100	900
高齢者のいる夫婦のみの世帯	355,100	323,000	31,800	3,800	10,400	7,300	9,800	600
高齢者のいるその他の世帯	452,500	409,600	41,900	5,600	9,100	10,600	15,800	600
割合								
主世帯	100.0%	64.7%	31.1%	1.2%	2.7%	8.2%	16.7%	2.3%
うち高齢者のいる世帯	100.0%	85.3%	14.5%	1.8%	3.6%	4.0%	4.9%	0.2%
単身高齢世帯	100.0%	72.9%	26.8%	3.2%	6.4%	8.2%	8.8%	0.3%
高齢者のいる夫婦のみの世帯	100.0%	91.0%	9.0%	1.1%	2.9%	2.1%	2.8%	0.2%
高齢者のいるその他の世帯	100.0%	90.5%	9.3%	1.2%	2.0%	2.3%	3.5%	0.1%

注 総数には住宅の所有の関係「不詳」の世帯数を含むため、各項目の合計は総数と一致しない。

・高齢者等のための設備がある住宅は住宅全体の55.3%、5.8ポイントの上昇

高齢者等のための設備がある住宅は153万9,700戸で、居住世帯のある住宅全体の55.3%となっており、平成30年と比べ、5.8ポイント上昇しています。

住宅の設備状況の割合をみると、「手すりがある」が43.5%、「またぎやすい高さの浴槽」が22.1%、「廊下などが車いすで通行可能な幅」が16.1%、「段差のない屋内」が22.3%、「道路から玄関まで車いすで通行可能」が12.4%となっており、いずれも平成30年と比べ上昇しています。

(図8-4、表8-3参照)

図8-4 高齢者等のための設備状況別住宅数

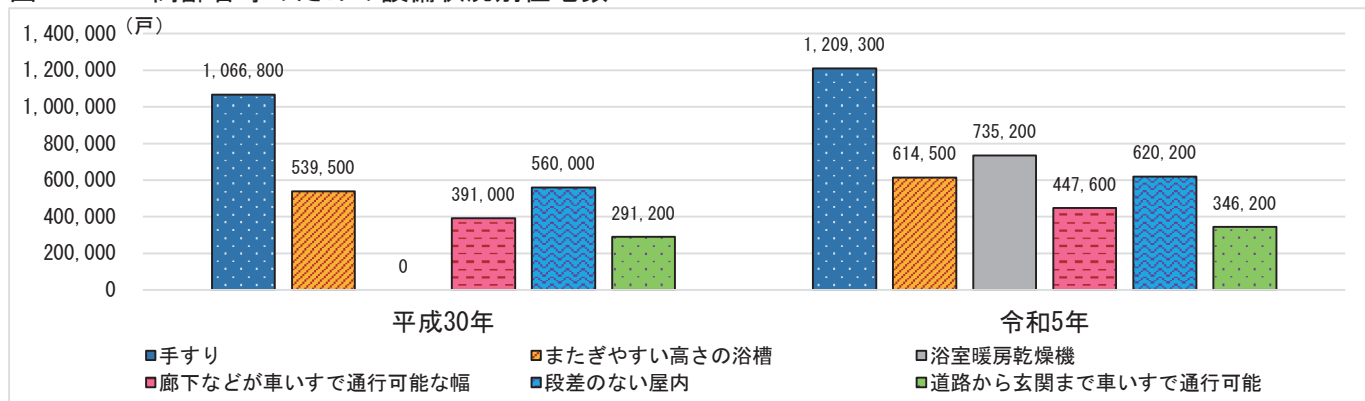


表8-3 高齢者等のための設備状況別住宅数

高齢者等のための設備状況	平成30年		令和5年	
	実数 (戸)	割合 (%)	実数 (戸)	割合 (%)
住宅総数	2,635,200	100.0	2,782,300	100.0
高齢者等のための設備がある	1,304,600	49.5	1,539,700	55.3
手すりがある	1,066,800	40.5	1,209,300	43.5
またぎやすい高さの浴槽	539,500	20.5	614,500	22.1
浴室暖房乾燥機	-	-	735,200	26.4
廊下などが車いすで通行可能な幅	391,000	14.8	447,600	16.1
段差のない屋内	560,000	21.3	620,200	22.3
道路から玄関まで車いすで通行可能	291,200	11.1	346,200	12.4

注1 住宅総数には高齢者等のための設備状況「不詳」を含む。

注2 複数回答であるため、内数の合計とは必ずしも一致しない。

注3 「浴室暖房乾燥機」は令和5年調査から選択肢に追加したため、平成30年は該当数値なし。

9 現住居以外の住宅の所有状況

- ・ 現住居以外の住宅を所有している主世帯は22万9,100世帯（8.2%）
- ・ うち空き家を所有している世帯は6万3,100世帯（2.3%）
- ・ 世帯が所有する空き家のうち、49.3%は賃貸・売却用や二次的住宅（別荘など）を除く空き家

本県の主世帯2,782,300世帯のうち、現住居以外の住宅を所有している世帯は22万9,100世帯（主世帯全体に占める割合8.2%）となっています。

現住居以外に所有している住宅の使用状況別にみると、居住世帯のある住宅を所有している世帯は18万2,900世帯（同6.6%）、居住世帯のない住宅（空き家）を所有している世帯は6万3,100世帯（同2.3%）となっています。また、空き家の主な用途別割合をみると、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」が49.3%と最も高くなっています。

（表9、図9参照）

図9 現住居以外に所有する住宅の主な用途別割合（令和5年）

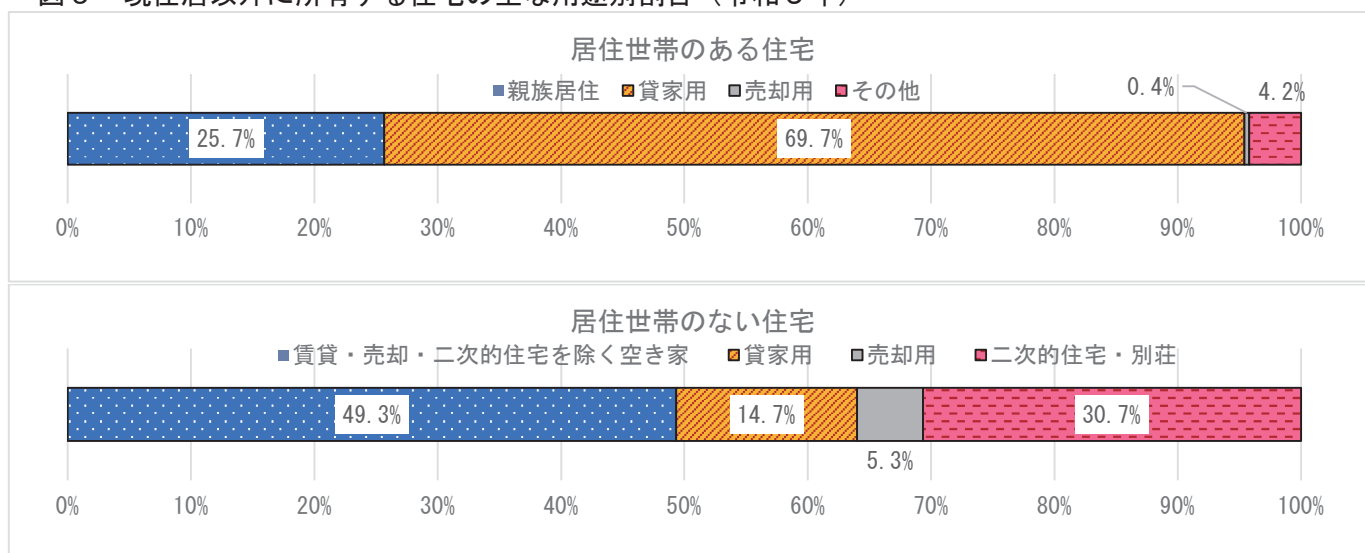


表9 現住居以外に所有する住宅の主な用途別主世帯数、住宅数（令和5年）

	主世帯 総数	うち現住居以外の住宅を所有している世帯										
		総数 (注2)	居住世帯のある住宅					居住世帯のない住宅				
			総数	親族居 住用	貸家用	売却用	その他	総数	賃貸・売却・ 二次的住宅を 除く空き家	貸家用	売却用	二次的住 宅・別荘
世帯数（世帯）（注1）	2,782,300	229,100	182,900	103,700	56,000	2,600	27,400	63,100	31,400	6,400	6,300	20,800
割合	100.0%	8.2%	6.6%	3.7%	2.0%	0.1%	1.0%	2.3%	1.1%	0.2%	0.2%	0.7%
所有する住宅数 （戸）	—	336,000	261,000	67,000	182,000	1,000	11,000	75,000	37,000	11,000	4,000	23,000
割合	—	—	100.0%	25.7%	69.7%	0.4%	4.2%	100.0%	49.3%	14.7%	5.3%	30.7%

注1 それぞれの住宅の主な用途について世帯を計上しているため世帯数の内訳は総数に一致しない。

注2 現住居以外に所有する住宅の主な用途「不詳」を含む。

付表1 都道府県別の主な指標（令和5年）

都道府県	総住宅数（1000戸）※			空き家				居住世帯のある住宅						
	令和5年	（参考） 平成30年	平成30年～ 令和5年の 増減率	空き家数 (1000戸)	空き家率 (%)	賃貸・売却 用及び二次 的住宅を除 く空き家数 (1000戸)	空き家率 (%)	総数	建て方				所有の関係	
									うち 一戸建 (1000戸)	割合 (%)	うち 共同住宅 (1000戸)	割合 (%)	うち 持ち家 (1000件)	割合 (%)
全国	65,047	62,407	4.2%	9,002	13.8%	3,856	5.9%	55,665	29,319	52.7%	24,968	44.9%	33,876	60.9%
北海道	2,889	2,807	2.9%	452	15.6%	163	5.6%	2,423	1,258	51.9%	1,082	44.6%	1,381	57.0%
青森県	590	592	-0.4%	99	16.7%	55	9.3%	489	368	75.3%	103	21.0%	349	71.4%
岩手県	579	579	0.0%	100	17.3%	54	9.3%	477	344	72.2%	119	24.9%	335	70.3%
宮城県	1,129	1,089	3.7%	140	12.4%	52	4.6%	984	543	55.2%	422	42.9%	590	60.0%
秋田県	441	446	-1.1%	70	15.8%	44	10.0%	369	293	79.4%	69	18.6%	285	77.1%
山形県	455	449	1.4%	62	13.5%	36	7.9%	392	298	76.1%	88	22.4%	294	75.0%
福島県	863	861	0.2%	131	15.2%	63	7.3%	727	513	70.6%	196	27.0%	497	68.3%
茨城県	1,391	1,329	4.7%	196	14.1%	93	6.7%	1,187	832	70.1%	328	27.6%	824	69.4%
栃木県	971	927	4.8%	164	16.9%	64	6.6%	802	571	71.2%	213	26.5%	555	69.1%
群馬県	967	949	1.9%	161	16.7%	73	7.6%	802	589	73.5%	197	24.6%	570	71.1%
埼玉県	3,555	3,385	5.0%	330	9.3%	136	3.8%	3,205	1,730	54.0%	1,408	43.9%	2,087	65.1%
千葉県	3,191	3,030	5.3%	394	12.3%	159	5.0%	2,782	1,463	52.6%	1,268	45.6%	1,800	64.7%
東京都	8,201	7,672	6.9%	897	10.9%	214	2.6%	7,235	1,901	26.3%	5,181	71.6%	3,235	44.7%
神奈川県	4,765	4,504	5.8%	467	9.8%	151	3.2%	4,272	1,740	40.7%	2,434	57.0%	2,508	58.7%
新潟県	1,015	995	2.1%	155	15.3%	78	7.6%	852	629	73.9%	207	24.3%	630	74.0%
富山県	474	453	4.7%	70	14.7%	40	8.4%	402	297	74.0%	95	23.6%	301	74.9%
石川県	554	536	3.4%	86	15.6%	41	7.3%	464	319	68.7%	136	29.2%	315	67.8%
福井県	341	325	4.9%	53	15.6%	29	8.5%	287	214	74.7%	65	22.5%	211	73.5%
山梨県	427	422	1.2%	87	20.4%	37	8.7%	337	242	71.9%	88	26.2%	231	68.6%
長野県	1,040	1,008	3.1%	209	20.1%	92	8.9%	825	605	73.4%	197	23.9%	592	71.7%
岐阜県	924	894	3.4%	148	16.1%	74	8.1%	770	571	74.2%	181	23.5%	568	73.7%
静岡県	1,774	1,715	3.5%	296	16.7%	105	5.9%	1,468	964	65.7%	474	32.3%	990	67.4%
愛知県	3,665	3,482	5.3%	433	11.8%	156	4.3%	3,211	1,638	51.0%	1,468	45.7%	1,914	59.6%
三重県	874	854	2.3%	143	16.3%	83	9.5%	727	526	72.4%	188	25.8%	526	72.3%
滋賀県	664	626	6.1%	82	12.3%	49	7.3%	579	383	66.1%	182	31.5%	410	70.9%
京都府	1,372	1,338	2.5%	180	13.1%	85	6.2%	1,183	635	53.7%	523	44.2%	718	60.7%
大阪府	4,929	4,680	5.3%	702	14.2%	227	4.6%	4,197	1,672	39.8%	2,408	57.4%	2,286	54.5%
兵庫県	2,798	2,681	4.4%	387	13.8%	173	6.2%	2,397	1,190	49.6%	1,144	47.7%	1,545	64.4%
奈良県	640	618	3.5%	94	14.6%	50	7.7%	543	366	67.5%	165	30.5%	397	73.2%
和歌山県	496	485	2.1%	105	21.2%	60	12.1%	387	288	74.5%	86	22.3%	285	73.8%
鳥取県	262	257	2.2%	41	15.7%	25	9.7%	220	158	71.8%	57	25.9%	153	69.6%
島根県	320	314	1.9%	55	17.0%	36	11.3%	264	186	70.6%	70	26.6%	184	69.6%
岡山県	955	916	4.3%	157	16.5%	83	8.6%	794	523	65.9%	252	31.7%	521	65.6%
広島県	1,466	1,431	2.4%	231	15.8%	115	7.8%	1,228	677	55.1%	521	42.4%	761	61.9%
山口県	726	720	0.9%	141	19.4%	81	11.1%	583	388	66.6%	169	29.0%	391	67.0%
徳島県	389	381	2.2%	83	21.3%	48	12.2%	303	211	69.4%	83	27.4%	206	68.1%
香川県	493	488	1.0%	92	18.6%	48	9.7%	399	265	66.5%	116	29.2%	277	69.4%
愛媛県	737	714	3.1%	146	19.8%	90	12.2%	586	387	65.9%	179	30.6%	381	65.0%
高知県	388	392	-0.9%	79	20.3%	50	12.9%	307	210	68.2%	90	29.2%	203	66.0%
福岡県	2,703	2,581	4.7%	335	12.4%	126	4.6%	2,352	1,008	42.8%	1,289	54.8%	1,239	52.7%
佐賀県	368	352	4.5%	53	14.5%	28	7.7%	312	214	68.6%	90	28.8%	212	67.9%
長崎県	655	660	-0.7%	113	17.3%	65	9.9%	538	345	64.1%	177	32.9%	348	64.7%
熊本県	851	814	4.6%	127	14.9%	65	7.6%	718	449	62.5%	244	34.0%	451	62.9%
大分県	603	582	3.7%	116	19.1%	58	9.6%	486	296	60.9%	182	37.5%	303	62.3%
宮崎県	557	546	1.9%	91	16.3%	55	9.9%	463	317	68.4%	130	28.0%	304	65.7%
鹿児島県	900	879	2.3%	184	20.5%	122	13.6%	711	470	66.1%	226	31.7%	450	63.3%
沖縄県	699	653	7.2%	65	9.4%	28	4.0%	627	235	37.4%	382	60.9%	267	42.6%

注 総住宅数には、居住世帯なしの住宅を含む。

付表2 市町別の主な指標（令和5年）

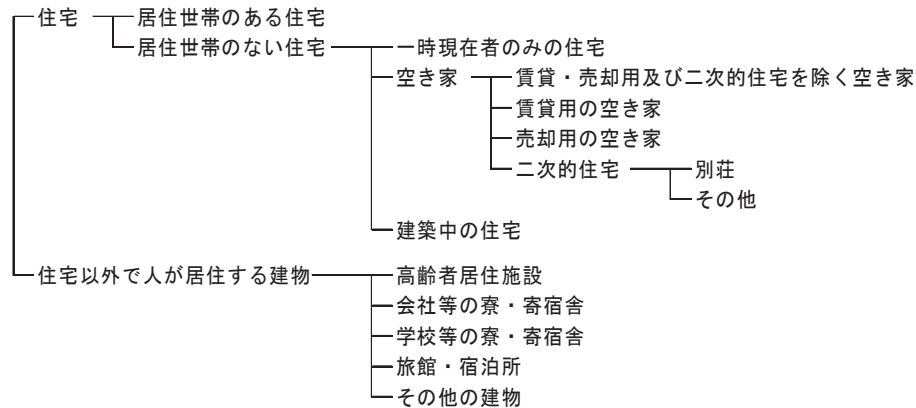
（注）市区及び人口1万5千人以上の町村のみ（人口は令和2年国勢調査時点）

市町名	総住宅数（戸）※			空き家（戸）				総数	居住世帯のある住宅（戸）					
	令和5年	（参考） 平成30年	平成30年 ～令和5年 の増減率 （%）	空き家数	空き家率		建て方		所有の関係					
					（%）	賃貸・売却用 及び二次的住 宅を除く空き 家数	（%）		うち一戸建	割合 （%）	うち共同住宅	割合 （%）	うち持ち家	割合 （%）
千葉県	3,191,100	3,029,800	5.3	394,100	12.3	158,500	5.0	2,782,300	1,463,400	52.6	1,267,800	45.6	1,799,500	64.7
千葉市	510,700	478,900	6.6	52,700	10.3	13,700	2.7	456,500	173,500	38.0	277,100	60.7	266,200	58.3
中央区	133,760	114,990	16.3	15,860	11.9	3,940	2.9	117,390	39,830	33.9	76,230	64.9	55,020	46.9
花見川区	93,280	89,830	3.8	10,950	11.7	3,030	3.2	81,750	33,160	40.6	47,340	57.9	47,420	58.0
稲毛区	83,710	80,730	3.7	8,910	10.6	2,080	2.5	74,700	25,110	33.6	48,910	65.5	45,060	60.3
若葉区	73,020	70,860	3.0	8,490	11.6	1,840	2.5	64,380	36,630	56.9	26,240	40.8	39,710	61.7
緑区	53,190	52,990	0.4	3,900	7.3	1,970	3.7	49,140	30,980	63.0	17,390	35.4	34,830	70.9
美浜区	73,720	69,500	6.1	4,570	6.2	840	1.1	69,110	7,800	11.3	61,010	88.3	44,180	63.9
銚子市	29,830	31,130	-4.2	5,920	19.8	3,160	10.6	23,710	19,800	83.5	3,490	14.7	18,630	78.6
市川市	268,490	264,560	1.5	26,640	9.9	10,540	3.9	241,440	82,420	34.1	154,910	64.2	116,070	48.1
船橋市	328,510	310,190	5.9	33,700	10.3	12,520	3.8	292,920	122,310	41.8	167,720	57.3	175,300	59.8
館山市	26,710	27,450	-2.7	6,880	25.8	2,970	11.1	19,610	16,010	81.6	3,120	15.9	14,830	75.6
木更津市	67,370	66,590	1.2	10,180	15.1	4,230	6.3	56,950	38,360	67.4	16,970	29.8	36,010	63.2
松戸市	266,840	254,860	4.7	37,370	14.0	15,270	5.7	228,110	100,790	44.2	122,820	53.8	134,640	59.0
野田市	76,190	66,940	13.8	10,970	14.4	5,870	7.7	64,530	50,210	77.8	13,510	20.9	49,750	77.1
茂原市	46,320	44,390	4.3	9,240	19.9	4,650	10.0	36,900	29,000	78.6	7,710	20.9	28,390	76.9
成田市	65,530	62,640	4.6	7,450	11.4	2,750	4.2	57,880	27,670	47.8	29,150	50.4	31,300	54.1
佐倉市	78,990	75,840	4.2	9,090	11.5	6,090	7.7	69,750	49,300	70.7	19,200	27.5	55,720	79.9
東金市	31,750	29,630	7.2	5,880	18.5	2,610	8.2	25,480	18,890	74.1	6,220	24.4	17,980	70.6
旭市	27,660	26,910	2.8	3,710	13.4	1,970	7.1	23,870	19,460	81.5	3,370	14.1	18,470	77.4
習志野市	90,270	83,810	7.7	8,750	9.7	2,310	2.6	80,860	26,960	33.3	51,470	63.7	46,880	58.0
柏市	215,820	208,120	3.7	21,310	9.9	4,970	2.3	193,510	102,620	53.0	87,660	45.3	129,480	66.9
勝浦市	13,790	14,430	-4.4	5,660	41.0	1,260	9.1	8,020	5,520	68.8	2,340	29.2	5,480	68.3
市原市	133,410	127,940	4.3	17,290	13.0	8,510	6.4	115,340	76,990	66.8	35,020	30.4	79,630	69.0
流山市	96,480	83,870	15.0	9,260	9.6	2,630	2.7	86,930	46,410	53.4	37,030	42.6	58,810	67.7
八千代市	95,380	86,620	10.1	6,390	6.7	1,700	1.8	88,940	43,260	48.6	43,860	49.3	57,170	64.3
我孫子市	62,940	60,480	4.1	5,880	9.3	3,430	5.4	56,980	32,640	57.3	23,400	41.1	39,840	69.9
鴨川市	21,100	19,840	6.4	6,610	31.3	2,790	13.2	14,280	10,770	75.4	3,170	22.2	10,090	70.7
鎌ヶ谷市	52,470	49,720	5.5	4,430	8.4	2,060	3.9	47,960	29,600	61.7	17,750	37.0	34,170	71.2
君津市	41,340	39,390	5.0	7,660	18.5	2,570	6.2	33,560	23,350	69.6	9,850	29.4	22,290	66.4
富津市	21,100	20,770	1.6	4,530	21.5	2,670	12.7	16,480	14,790	89.7	1,640	10.0	13,480	81.8
浦安市	87,150	86,470	0.8	5,620	6.4	1,390	1.6	80,200	14,050	17.5	63,510	79.2	38,760	48.3
四街道市	44,240	39,960	10.7	4,790	10.8	2,160	4.9	39,220	28,480	72.6	9,400	24.0	30,360	77.4
袖ヶ浦市	29,180	25,450	14.7	2,850	9.8	1,150	3.9	26,140	19,780	75.7	5,840	22.3	19,080	73.0
八街市	33,010	30,890	6.9	4,610	14.0	3,160	9.6	28,110	24,040	85.5	3,810	13.6	22,630	80.5
印西市	46,470	38,210	21.6	5,220	11.2	1,890	4.1	41,190	25,200	61.2	15,730	38.2	36,290	88.1
白井市	25,900	24,920	3.9	1,980	7.6	960	3.7	23,830	13,850	58.1	9,450	39.7	19,710	82.7
富里市	24,360	23,040	5.7	3,260	13.4	1,490	6.1	20,930	14,900	71.2	5,930	28.3	14,570	69.6
南房総市	20,430	19,700	3.7	6,030	29.5	2,550	12.5	14,250	13,670	95.9	400	2.8	13,210	92.7
匝瑳市	15,330	15,060	1.8	2,550	16.6	1,760	11.5	12,660	11,130	87.9	1,070	8.5	10,760	85.0
香取市	32,680	31,590	3.5	5,520	16.9	3,650	11.2	26,910	23,700	88.1	2,400	8.9	22,540	83.8
山武市	22,340	23,180	-3.6	3,070	13.7	2,170	9.7	19,220	17,770	92.5	1,330	6.9	16,990	88.4
いすみ市	19,650	20,430	-3.8	5,480	27.9	2,670	13.6	13,990	13,330	95.3	460	3.3	12,490	89.3
大網白里市	23,420	22,800	2.7	3,580	15.3	2,140	9.1	19,780	16,550	83.7	1,950	9.9	16,290	82.4
酒々井町	10,230	10,070	1.6	980	9.6	150	1.5	9,140	5,630	61.6	3,480	38.1	6,280	68.7
栄町	9,430	9,030	4.4	1,100	11.7	740	7.8	8,180	7,220	88.3	900	11.0	6,910	84.5
横芝光町	9,650	10,620	-9.1	1,650	17.1	1,130	11.7	8,000	7,400	92.5	510	6.4	7,060	88.3

注 総住宅数には、居住世帯なしの住宅を含む。

用語の解説

<住宅>



住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の4つの設備要件を満たしていることをいう。

- ① 一つ以上の居住室
 - ② 専用の炊事用流し(台所)
 - ③ 専用のトイレ
 - ④ 専用の出入口
- } 共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。
- 屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口

したがって、4つの要件を満たしていれば、ふだん人が居住していなくても、ここでいう「住宅」となる。

なお、いわゆる「廃屋」については、そのままではそこで家庭生活を営むことが困難なことから、この調査では住宅としていない。

住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。

区分	内容
高齢者居住施設	高齢者を居住させるために建てられた又は改造された建物
会社等の寮・寄宿舎	会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住させる建物
学校等の寮・寄宿舎	学校の寄宿舎などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる建物
旅館・宿泊所	旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための建物
その他の建物	下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや、建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない建物

居住世帯のある住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住している住宅。

なお、この調査で、「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、原則として、調査日現在、当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

居住世帯のない住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住していない住宅を「居住世帯のない住宅」として、次のとおり区分した。

区分		内容
一時現在者のみの住宅		昼間だけ使用している、何人かの人交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅
空き家	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など（注：空き家の種類の判断が困難な住宅を含む。）
	賃貸用の空き家	新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
	売却用の空き家	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
	二次的住宅	別荘 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだん人が住んでいない住宅 その他 ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
建築中の住宅		住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの（鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの）。 なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していなくても、「空き家」とした。 また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とせず、人が居住する一般の住宅とした。

住宅の種類

住宅をその用途により、次のとおり区分した。

区分	内容
専用住宅	居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅
店舗その他の併用住宅	商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅

住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

区分	内容
一戸建	一つの建物が1住宅であるもの
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
共同住宅	一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの 1階が店舗で、2階以上に二つ以上の住宅がある建物も含む。
その他	上記のどれにも当てはまらないもの 例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

建物の階数

建物全体の地上部分の階数をいう（したがって、地階は含めない。）。

なお、中2階や屋根裏部屋は階数に含めない。

建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造によった。

区分		内容
木造		建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの
非木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの
	鉄骨造	建物の骨組みが鉄骨造（柱・はりが鉄骨のもの）のもの
	その他	上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

住宅の所有の関係

人が居住する住宅について、所有の関係を次のとおり区分した。

区分		内容
持ち家		そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅。 最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。 また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。
借家	公営の借家	都道府県、市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているもの。
	都市再生機構（UR）・公社の借家	都市再生機構（UR）や都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「UR賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているもの。
	民営借家	「公営の借家」「都市再生機構（UR）・公社の借家」又は「給与住宅」のいずれにも該当しない賃貸住宅
	給与住宅	勤務先の会社、官公庁、団体などが所有又は管理していて、職務の都合上又は給与の一部として居住している住宅で、いわゆる「社宅」、「公務員住宅」などと呼ばれるもの（家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社または雇い主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む）

建築の時期

人が居住する住宅の建築の時期をいう。住宅の建築後、増改築や改修工事等をした場合でも初めに建てた時期を建築の時期とした。ただし、増改築や改修工事等をした部分の面積が、増改築や改修工事後の住宅の延べ面積の半分以上であれば、増改築や改修工事等をした時期を建築の時期とした。

なお、むね数の集計における「建築の時期」とは、一棟の中に二つ以上の住宅がある場合、建物内の各住宅の建築の時期のうち最も多いものを、当該建物の建築の時期とした。

住宅の購入・新築・建て替え等

「持ち家」について、現在住んでいる住宅の取得方法を次のとおり区分した。

区分		内容
新築の住宅を購入		新築の建て売り住宅又は分譲住宅を購入した場合
	都市再生機構（UR）・公社など	都市再生機構（UR）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などから、新築の住宅を購入した場合
	民間	民間の土地建物業者などから、新築の住宅を購入した場合
中古住宅を購入		他の世帯が住んでいた住宅を購入した場合 なお、借りていた住宅を購入した場合もここに含めた。
	リフォーム前の住宅	引渡し前1年以内にリフォームされた住宅以外の中古住宅を購入した場合
	リフォーム後の住宅	引渡し前1年以内にリフォームされた中古住宅を購入した場合
新築（建て替えを除く）		「新築の住宅を購入」及び「建て替え」以外の場合で、新しく住宅（持ち家）を建てた場合又は以前あった住宅以外の建物や施設を取り壊してそこに新しく住宅（持ち家）を建てた場合
建て替え		以前あった持ち家を壊して同じ敷地の中に新しく住宅（持ち家）を建てた場合
相続・贈与で取得		相続や贈与によって住宅を取得した場合
その他		上記以外の方法で取得した場合 例えば、住宅以外の建物を住宅に改造した場合など

住宅の居住室数及び居住室の畳数

(1) 居住室数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

ただし、ダイニング・キッチン（食事室兼台所）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合には居住室とした。

また、同居世帯がある場合には、その世帯が使用している居住室の室数も含めた。

(2) 居住室の畳数

畳数は、上に述べた各居住室の畳数の合計をいう。洋間など畳を敷いていない居住室も、3.3㎡を2畳の割合で畳数に換算した。

住宅の延べ面積（居住面積）

人が居住する住宅における、各住宅の床面積の合計をいう。

この延べ面積には、居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、階段、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使用している部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの共用部分の面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

住宅の家賃

持ち家以外の住宅において、最近、支払われた1か月分の家賃の金額。この「家賃」には、敷金・権利金・礼金や共益費・管理費などは含まれない。

なお、1住宅を2世帯以上の世帯が共同で借りている場合、各世帯が負担している家賃の総額をその1住宅の「家賃」とした。

高齢者等のための設備状況

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

区分	内容
高齢者等のための設備がある	
手すりがある	高齢者などが住宅内でバランスを崩して転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合
またぎやすい高さの浴槽	浴槽のまたぎ込みの高さ（洗い場から浴槽の縁までの高さ）が高齢者や障がい者に配慮されている場合 なお、高齢者の場合は、約30～50cmをまたぎやすい高さとした。
浴室暖房乾燥機	浴室内の天井または壁に設置されている暖房機能を有する浴室乾燥機が設置されている場合
廊下などが車いすで通行可能な幅	廊下や部屋の入口の幅が約80cm以上ある場合
段差のない屋内	高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合 なお、玄関の“上がりかまち”や階段はここでいう段差に含めない。
道路から玄関まで車いすで通行可能	敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず通れる場合 なお、高低差等がある場合でも、緩やかな傾斜路（スロープ）などが設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。
高齢者等のための設備がない	

現住居以外に所有する住宅

主世帯の世帯員が、現在居住している住宅又は住宅以外の建物のほかに所有している住宅（共有の場合を含む。）をいう。

ここでいう「所有している」とは、登記の有無にかかわらず世帯員がその住宅の固定資産税を納付している場合をいい、世帯員が相続する予定の住宅について相続手続き中の場合も「所有している」とした。

ただし、一時現在者のみの住宅（昼間だけ使用している住宅や、何人かの人が交代で寝泊まりしている住宅）及び建築中の住宅は除いた。

現住居以外に所有する住宅の主な用途について、次のとおり区分した。

区分	内容
居住世帯のある住宅	ふだん人が居住している住宅
親族居住用	住居又は生計を別にしている親族が住んでいる住宅
貸家用	賃貸している住宅や賃貸目的に所有している住宅で居住世帯のある住宅 また、貸別荘は便宜ここに含めた。
売却用	売却することを目的としている住宅で居住世帯のある住宅 例えば、転居先の住宅が完成していないなどで、まだ居住世帯がある住宅
その他	上記以外で居住世帯のある住宅 例えば、取り壊す予定としている住宅や無償で譲渡する予定にしている住宅であるが、転居先の住宅が完成していないなどで、まだ居住世帯がある住宅
居住世帯のない住宅（空き家）	ふだん人が居住しておらず、空き家となっている住宅
賃貸・売却用及び二次的住宅・別荘用を除く空き家	賃貸用、売却用及び二次的住宅・別荘用以外で空き家になっている住宅 例えば、転勤などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、使用目的がない住宅など
貸家用	賃貸を目的に所有している住宅で居住世帯のない住宅
売却用	売却することを目的としている住宅で居住世帯のない住宅
二次的住宅・別荘用	残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに使用する住宅や、週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で利用する住宅

<世帯>

主世帯、同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜上、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

住宅以外の建物に居住する世帯

高齢者居住施設、会社や学校などの寮・寄宿舎、旅館・宿泊所などの住宅以外の建物に居住している、管理者・家主などの世帯、その建物に居住している人の集まりをいう。

なお、管理者・家主などの世帯は、入寮者などの世帯とは別に一つの世帯とし、単身の入所者や学生は、まとめて一つの世帯とした。

世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

たまたま旅行などで一時不在の人でも、ふだんそこに住んでいればその世帯人員に含めた。

船舶に乗り組んで長期不在の人（自衛隊の艦船乗組員を除く。）は世帯人員に含めた。

なお、「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めたが、「住み込みの従業員」や「下宿人」、「間借り人」は、雇主や家主の世帯とは別の世帯とした。

高齢者のいる世帯

65歳以上の世帯員がいる主世帯を「高齢者のいる世帯」とし、次のとおり区分した。

区分	内容
高齢単身世帯	65歳以上の単身の主世帯
高齢者のいる夫婦のみの世帯	夫婦とも又はいずれか一方のみが65歳以上の夫婦のみの主世帯
高齢者のいるその他の世帯	高齢者のいる世帯から上記の二つを除いた主世帯